長崎県	長崎県全域
熊本県	熊本県全域
大分県	大分県全域
宮崎県	宮崎県全域
鹿児島県	鹿児島県全域
沖縄県	沖縄県全域

（添付書類の記載事項）

第四条　施行規則第三条の二第二項の告示で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地

二　講習を実施する単位地域の名称

三　講習の実施に関する計画に関する事項であって、次に掲げるもの（認定の申請に係る単位地域が指定地域として指定されている場合にあっては、へに掲げるものを除く。）

イ　講習を実施する組織に関する事項

ロ　講師に関する事項

ハ　講習の実施場所に関する事項

ニ　講習の科目及びその時間に関する事項

ホ　講習の日程に関する事項

ヘ　講習の効果測定に関する事項

四　経理的基礎に関する事項

五　個人情報の管理に関する事項

六　その他必要と認める事項

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則第三条の二第二項の規定に基づき地方運輸局長に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示の廃止）

2　タクシー業務適正化特別措置法施行規則第三条の二第二項の規定に基づき地方運輸局長に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を定める告示（平成二十年国土交通省告示第七百三十七号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十三条の二第一項の規定に基づき、道路運送法第四十三条の二第一項に基づき運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域を定める告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送法第四十三条の二第一項に基づき運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域を定める告示

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十三条の二第一項の運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域は、都道府県の区域とする。

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第五十九号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第八項第三号の規定に基づき、道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第八項第三号の国土交通大臣が定める区分は、次のとおりとする。

一　専ら特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）第二条第三号の事業の用に供する事業用自動車

二　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤー（前号に掲げるものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第六十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成25年12月26日	一般財団法人日本船用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	一般財団法人日本船用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	F（船舶）	日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国

○国土交通省告示第六十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.1.6.に限る。」を「協定規則第129号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則6.3.1.2.に限る。」に改める。

第三十二条第一項中「取付装置をいう。）及び」を「取付装置をいう。）、」に、「取付装置をいう。）をいう。」を「取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。」に改め、同条第二項中「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。」を「協定規則第129号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。」に改める。

第百四条第二項中「協定規則第44号」を「協定規則第129号」に改める。

第百十条第二項中「協定規則第44号」を「協定規則第129号」に、「次の各号に掲げるものは、この基準に」を「次に掲げる年少者用補助乗車装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第129号の技術的な要件に」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置